

## 環境美化指導員

第 7 条 市長は、地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員（以下「指導員」という。）を委嘱することができる。

2 指導員は、環境美化に関する啓発、指導その他の活動を行う。

3 指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（解説）

1. 本条は、磐田市環境美化条例第 8 条に規定されていた環境美化指導員を引き続き条例上規定するものである。
2. 環境美化指導員の職務は、本条例に規定する迷惑行為全般にわたるものではなく、磐田市環境美化条例の職務の範囲を踏襲し、地域におけるごみの不法投棄、犬のフンの状況調査・報告、その防止対策の検討・実施、関係会議への出席等とする。